

議案第21号

志摩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

志摩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和8年2月26日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

志摩市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成16年志摩市条例第137号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号に次のように加える。

カ 兄弟姉妹

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。